

原子力損害賠償紛争審査会

会長 内田 貴 様

中間指針の改定等を踏まえた要望書

令和5年1月19日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

福島県南相馬市議会議長 平田 武

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力株式会社福島第一原子力発電所の爆発事故から11年以上が経過した。この間、本市においては、国が定めた範囲で除染がなされ、避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されたが、いまだ除染すら実施されていない帰還困難区域が残っている。加えて、避難指示が解除され市民が生活している地域でも、国の方針により、住宅等近隣を除く大部分の森林や山林、河川等も除染されないままとなっている。その影響として、いまだ野生の山菜、きのこ、川魚などに摂取・出荷・採捕制限の指示が出されており、市民は事故前のように自然の恵みを享受することができなくなっている。

また、本市西部に位置する阿武隈山地及びその丘陵部付近においては、依然として放射線量が高い住宅が存在し、市民からは、除染が実施されていない地域から除染実施済みの市街地に対し、風雨や流水によって放射性物質が流入することに対する不安の声が寄せられている。実際に、市内の定点空間放射線量モニタリングの結果、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト超となる場所がいまだに存在し、また、大気浮遊塵モニタリングにより、大気中の放射性浮遊粒子を確認している。

このような状況の中で、放射線量が高い住宅の市民は、土地や建物などの所有物が自己の責任によらず放射線量が高い地域に存在するという不利益を被り、放射線被ばくによる将来の健康被害への不安も抱えている。また、放射線への不安から市外等への避難を継続している市民もいるこ

とから、従前の家族関係や地域コミュニティの崩壊、さらに、若い世代の帰還率も低いことから、地元企業の労働力不足や後継者不足等、多くの問題が生じている。

また、令和4年12月20日に公表された中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）において、生活基盤の変容についての損害を認めるなど一定の前進はあったものの、その額の妥当性や従前から本市が要望してきた不合理な格差が是正されていないなどの問題がある。

このことから、下記のとおり中間指針の更なる改定等を求める。

記

1 不合理な賠償格差の是正について

本市の30km圏外（本市が独自に一時避難を要請した区域）の住民は、原子力発電所事故により旧緊急時避難準備区域と同様の苦しみを受けていることから、精神的損害その他の賠償について、「指針」において、旧緊急時避難準備区域と同じ損害、賠償とすること。

2 財物賠償について

（1）避難指示区域内の不動産の全損評価による賠償について

本市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成28年

7月12日に解除され、避難指示を受けた期間はおよそ5年5か月と長期に及んだ。両区域内に存在する不動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何らかわるものではない。この現実の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を「指針」に明示すること。

(2) 放射性物質に曝露した財物の価値の喪失又は減少等に関する賠償について

本市では、避難指示区域の内外を問わず、住民による不動産の自己除染が行われているが、賠償請求においては、財物の放射性物質の曝露に伴う財物価値の喪失や減少の程度について個々に立証せざるを得ず、立証の限界に直面し被害に対して賠償が十分に果たされていない状況がある。さらに、放射性物質への暴露に伴う財物の価値の喪失又は減少に関しては具体的な数値基準すら示されていない状況である。

このことから、放射性物質に曝露した不動産等の財物賠償が進められるよう、避難指示区域外の財物の価値を喪失又は減少させる程度の放射性物質の曝露の程度について、賠償の前提となる数値基準や価値減少の推認基準などを示すこと。

3 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害について

原発事故の影響による避難費用及び精神的損害の対象期間について、避難指示等の解除等から相当期間経過後までは認められるものとされ、対象区域ごとに対象期間の終期が示されている。

その終期はそれぞれ、避難対象区域（①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域）については避難等の解除等から1年間、旧緊急時避難準備区域については「平成24年8月末まで」と終期を明記し、結果として同区域の避難指示解除から11か月間と、概ね1年程度が認められている。しかし、特定避難勧奨地点については、同解除等から「3ヶ月間」とされており、他の区域と比べ著しく期間が短く、不公平な状況になっている。

このことから、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、他の区域に準じ、期間を延長すること。

4 放射性物質の残置に伴う放射線被ばくによる損害について

原発事故の影響による放射線被ばくによる生命身体の障害については、中間指針第9において、損害賠償の対象に認められているところであり、晩発性の放射線障害による生命・身体損害に対する賠償については、今後賠償請求の件数が増加することが予想される。ここで、

賠償請求の審理においては、放射線作用等の発生と生命・身体に対する侵害との因果関係の立証が大きな課題となりうる。

この点、医療過誤訴訟や公害訴訟を始めとする、一般に加害行為と損害との因果関係の立証が困難とされる訴訟類型においては、因果関係の立証の負担を軽減する判例法理の形成がみられることから、被害が広範で今後の賠償請求が多くなされることが予想される晩発性の放射線障害についても、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。